

地域安全活動に関する補助金をご利用ください

区内の犯罪発生状況は減少傾向にありますが、不審者などの報告は年々増加しています。地域の皆さんの力を合わせて、安全・安心な地域の実現を進めましょう。

区では、地域での自主的な防犯活動を支援しています。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【担当課】 生活安全課 ☎5654 - 8478

安全な地域社会を築くための活動補助

地域安全パトロールなど、さまざまな防犯活動を自主的にを行う団体を支援します。

【対象】 自治町会、青少年健全育成団体、PTA、商店会など

【補助対象経費】

ベスト、腕章、帽子、懐中電灯などの購入費

【補助額】 補助対象経費の6分の5または2分の1

申請をお考えの団体は購入前に生活安全課(☎5654 - 8478)へご連絡ください。

青色防犯パトロール活動の補助

青色回転灯装着車両を保有し、同車両を活用して青色防犯パトロール活動を実施する団体を支援します。

【対象】

防犯協会、自治町会、防犯ボランティア団体などで、警察から青色回転灯を装着して自主防犯パトロールを実施することができる証明書を交付された団体

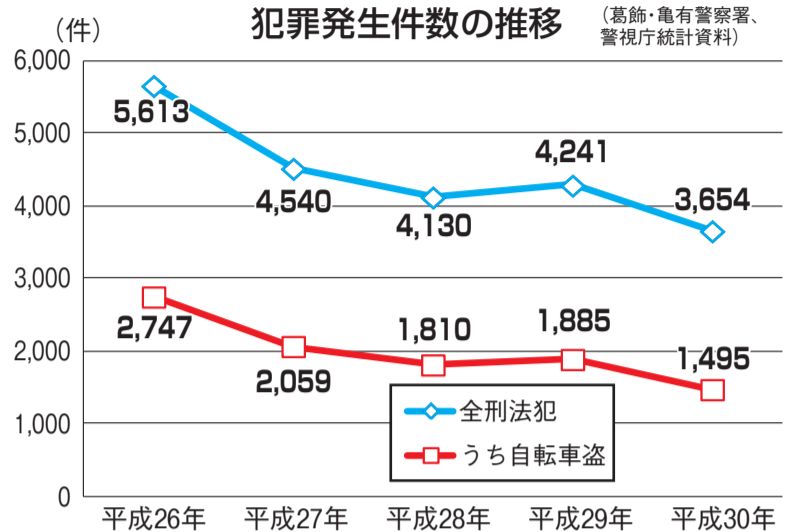
【補助対象経費】

青色防犯パトロール活動に使用した車両の運行に関する経費(活動に要した実走行距離から算出)

【補助額】

1車両当たり上限

年間30,000円



街頭防犯カメラの設置に関する補助

街頭防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

【対象】 自治町会、商店会

【補助額】

▶商店会単独または複数の商店会
総事業費の12分の10(上限500万円)

▶自治町会単独
総事業費の12分の11(上限470万円)

▶自治町会・商店会の連携
総事業費の12分の11(上限707万円)

申請をお考えの団体は、生活安全課(☎5654 - 8478)へご連絡ください。



街頭防犯カメラ維持管理費の補助

区の補助金を利用して街頭防犯カメラを設置した自治町会・商店会に対して、防犯カメラの電気代の一部と共架料を補助します。

【対象】 区の補助金を活用して街頭防犯カメラを設置した団体

【補助額】

街頭防犯カメラ1基当たり

▶電気代300円(月額) ▶共架料1,200円(年額)

新庁舎庁内基本プラン(中間報告)を取りまとめました

区では、葛飾区総合庁舎を、立石駅北口地区に建設されるビル(3~13階)に移転する計画で準備を進めています。

この度、便利で快適な区民サービスや防災機能の強化などの項目を整理して、新庁舎庁内基本プラン(中間報告)を取りまとめました。

【担当課】 総務課総合庁舎整備担当 ☎5654 - 8393

新庁舎庁内基本プラン(中間報告)の主な内容

◎便利で快適な区民サービス

3~5階に窓口を集約配置し、さらに便利で分かりやすくスピーディな窓口サービスを提供するとともに、快適なお客様空間を整備します。

3階	ライフイベント(戸籍・住所変更・国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金)	<ul style="list-style-type: none"> ●区民総合窓口(仮称)の新設 転入、転出などの住民異動に加え、それに伴い発生する国民健康保険や子育てなどの各種手続きをワンストップで行う区民総合窓口(仮称)を新設します。 ●ニーズに応える窓口の新設 おくやみコーナーなど、お客様のニーズに応えるワンストップ窓口を新設します。
4階	福祉(高齢者支援・身体障害者支援・知的障害者支援、介護保険)	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉総合窓口の拡大 保健所サービスの一部を新庁舎で実施することに合わせ、関連の深い福祉総合窓口と一体とした「保健福祉総合窓口」の整備に向けた検討を進めます。
5階	子育て(子育て支援)、税務(住民税・軽自動車税・バイク)	<ul style="list-style-type: none"> ●分野別総合窓口のワンストップ化 総合窓口化を進め、ワンストップサービスを提供します。

◎防災機能の強化

大規模な災害が発生したときにも継続的に使用できる建物・設備を整備するとともに、応急・復旧・復興活動を推進するために、災害対策本部が十分に機能するスペースを確保します。

- ▶高い耐震安全性の確保
- ▶長期間継続できる電源設備の導入
- ▶インフラ設備の浸水対策
- ▶災害対策関連諸室の拡大と集約配置

新庁舎庁内基本プラン(中間報告)にご意見をお寄せください

提出されたご意見の概要と区の考え方を公表の上、プランの最終案を作成します。

【閲覧・意見書提出期間】

5月7日(火)まで

【閲覧場所】

区政情報コーナー(区役所3階304番)、総務課総合庁舎整備担当(区役所6階604番)、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、健康プラザかつしか(青戸4-15-14)、ウィメンズバル(立石5-27-1)、立石駅周辺地区街づくり事務所(立石4-26-8)

区ホームページからもご覧になれます。

【意見提出方法】

閲覧場所にある意見提出用紙に意見・住所・氏名・電話番号を書いて、持参か郵送またはファクスで。任意の様式・電子申請可。

【意見提出先】

〒124 - 8555葛飾区役所総務課総合庁舎整備担当(区役所6階604番)

FAX5698 - 1503 ☎5654 - 8393